

一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項と条文

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

③ 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例

(処理の計画)

第 39 条 区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示する。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

④ 新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第 25 条 条例第 39 条第 1 項の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、次の各号に

掲げる事項をそれぞれ定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) 区長、事業者及び区民の再利用の促進のための取り組みに関する事項
- (7) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

2 一般廃棄物処理計画には、条例第 54 条第 2 項の規定に基づき、区長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

⑤ 食品ロスの削減の推進に関する法律

(市町村食品ロス削減推進計画)

第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

⑥ 新宿区環境基本条例

(区の責務)

第 4 条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
- (2) 大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (4) 良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。